

砺波市農業委員会 2月総会議事録

開催日時 令和5年2月7日(火)午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 小ホール

出席した委員 25名

1番	老 健	14番	川邊 孝之
2番	鴨井 克之	16番	江成 周彦
3番	境 真由美	17番	樋掛 雅彦
4番	館 和香子	18番	亀永 理恵
5番	川邊 洋	19番	平木 哲
6番	源通 一郎	21番	山本 憲政
7番	松原 光雄	24番	前野 久
8番	飯田 輝一	25番	石田 智久
9番	堀田 敬三	26番	飛田 明雄
10番	齋藤 徹	27番	野原 外茂雄
11番	吉田 一馬	28番	吉田 孝夫
12番	片山 雅喜	29番	西原 登
13番	黒田 英嗣		

欠席した委員 4名

15番	土田 英雄	22番	宮崎 雄介
20番	山本 渉	23番	原野 敬司

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長 栄前田 龍平 主幹 大石 哲也 主事 深尾 芽生

付議案件

議事

- 1) 議案第31号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第32号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について
- 3) 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について
- 4) 議案第34号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について

協議

- 1) 協議事項1号 農用地利用計画の変更について

報告

- 1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 3) 報告第3号 農業経営改善計画の認定等について

その他

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和4年度・砺波市農業委員会2月総会」を開会いたします。それでは、会議に先立ちまして、平木会長が開会の挨拶を申し上げます。

会長 ご苦労様です。2月に入り、各地区で農協の農事座談会が開催されますが、その場を借りて来年度から取り組む地域計画について説明を行います。目標地図は地区のみなさんのご意見を伺い作成していくこととなります。農業委員のみなさんには地区での話し合いに入っただき意見を拾い上げていただきたいと思いますので、ご協力をお願いします。

また、県の農業会議から提示された資料をもとに、本市の小作料・農作業料金について検討したいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

事務局 ありがとうございます。

ここで、ご報告いたします。本日は、在任委員29名中25名が出席されています。よって「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

この後の進行につきましては、お手元の総会次第にしたがいまして進めさせていただきます。

なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、平木会長に議長をお願いしたいと存じます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 それでは、議席番号13番黒田英嗣委員・議席番号14番川邊孝之委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。「議案第31号農地法第3条の規定による所有権移転許可について」事務局より説明願ひます。

事務局 議案書の1ページをお願いします。

今月の案件は、1件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1は、富山県農林水産公社が買受けした農地について、農業委員のあっせん委員会を通した農地中間管理機構の事業の特例に関する事業により、取得するものです。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第31号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　川邊委員、どうぞ。

川邊洋委員 　　譲受人は地区内の認定農業者です。申請地は譲受人が耕作する農地と隣接しており、今回取得することにより農地の集積・集約を進めます。ご承認よろしく申し上げます。

議長 　　他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第31号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長 　　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第32号農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 　　議案書の2ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。

（議案書番号1朗読）

別添の「農地転用申請位置図」の1ページから5ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請地は公共インフラが整備されており、住環境が充実しています。市街地において共同住宅が不足していることから、生活及び交通の

利便性が高い申請地において、計画を立てたものです。

なお、申請地は二者による共有名義であり、自身の持分については農地法第4条、もう一方の持分については農地法第5条での申請となります。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第32号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 　　（「はい」の声あり）

議 長 　　源通委員、どうぞ。

源通委員 　　申請地は商業施設の近隣にあり、公共インフラも整った場所です。市街地における需要から住環境の整った申請地において共同住宅の建設を計画しています。ご承認よろしく申し上げます。

議 長 　　他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第32号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 　　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第33号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 　　議案書の3ページをお願いします。
今月の案件は、2件でございます。

（議案書番号1朗読）

別添の位置図の6ページから10ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請地は公共インフラが整備されており、住環境が充実しています。市街地において分譲住宅が不足していることから、生活及び交通の利便性が高い申請地において、計画を立てたものです。

(議案書番号 2 朗読)

別添の位置図の 11 ページから 15 ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、10ha 以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第 1 種」になります。農地転用の許可基準は、「既存施設の拡張」に該当します。譲受人は、家具・インテリア商品等の設計・製造・販売を営んでいます。現在、賃貸借している 2 か所の倉庫の契約が満了することから、代替倉庫の確保が必要になること、また、運搬の効率化を検討し、会社に隣接する農地で倉庫・駐車場敷地を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　ただ今、事務局より説明のありました「議案第 33 号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　（「はい」の声あり）

議長 　飛田委員、どうぞ。

飛田委員 　1 番について、周辺は住宅団地が多く、商業施設や学校等の公共インフラが整っており住宅地として適した場所です。また、昨年までの耕作者に耕作権の解除について確認したところ、了解している旨の回答がありました。ご承認よろしく申し上げます。

議長 　2 番について、昨年農振除外の手続きを行い今回転用の手続きに進んだものです。耕作していた方は地区内の認定農業者で、耕作代替地について相談を受けており対応しています。

他にご質問等はありませんか。

ご質問等がないようですので、採決を行います。

ただ今の「議案第 33 号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

続きまして、「議案第 34 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 　議案書の 4 ページをお願いします。

今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の16ページから20ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。先ほどご審議、ご承認いただいた議案第32号・番号1に関して、共有名義の自身の持分について無償で貸し出すものです。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　ただ今、事務局より説明のありました「議案第34号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　(なし)

議長 　ご質問等はありませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第34号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、協議事項1号農用地利用計画の変更について、事務局より説明願います。

事務局 　議案書の5ページをお願いします。
令和4年12月に受け付けた農振除外の願出は3件、編入の願出は20件となっております。

(除外案件番号1朗読)

別添の農振除外願位置図の1ページから6ページまでと併せてお願いします。

譲受人は、京都で日本料理店を営んでおり、願出地に移住し日本料理店を営む計画としています。所有者において、農地の一部を住宅敷地として使用していたため、願出地の是正を図るものです。

(除外案件番号2朗読)

別添の農振除外願位置図の7ページから11ページまでと併せてお願いいたします。娘夫婦が市内アパートに居住しており、この度、父親である願出者の農地において、分家住宅を計画しています。

(除外案件番号3朗読)

別添の農振除外願位置図の12ページから16ページまでと併せてお願いいたします。

譲受人は、現在、農振除外願位置図13ページの緑色のところに居住していますが、中山間地で宅地が県道より5m高いところにあり、斜面が崩れ、住宅の傾きが徐々に進んでいることから、新たな居住地を求める計画としています。

続きまして、議案書の5ページをお願いいたします。

番号1～19は、富山県が実施する農地整備事業にあたり、農用地区域に編入する計画としています。また、番号20は、空き家の宅地を農用地区域に編入する計画としています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　ただ今、事務局より説明のありました「協議事項1号」について、補足説明やご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　（「はい」の声あり）

議長 　黒田委員、どうぞ。

黒田委員 　除外案件の3番について、住宅の建て替えを現在の場所では斜面の崩れ等により行えないことから近隣において建設地を選定し、申請されたものです。ご審議をお願いいたします。

委員 　（「はい」の声あり）

議長 　西原委員、どうぞ。

西原委員 　除外案件の2番について、願出者の娘夫婦の分家住宅の建設のため、近隣の申請地において計画したものです。ご承認よろしく申し上げます。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 除外案件の1番について、空き家の所有者であった願出者が農地の一部を無断転用していたものです。空き家の売渡しのため手続きを進めていたところ発覚しましたが、新所有者が利用する際にも宅地として必要となるため今回是正を図ります。ご承認よろしく申し上げます。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「協議事項1号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして報告事項に入ります。報告第1号・報告第2号・報告第3号
について、事務局より説明願います。

事 務 局 (報告第1号・第2号説明・報告第3号)

議 長 ただ今報告を受けた報告内容についてご意見・ご質問等はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。

これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。

これにて閉会いたします。

(閉会 14 : 35)